

第 14 期 決 算 公 告

名古屋市昭和区滝川町62番地の1
株式会社ホンダカーズ東海
代表取締役 高橋 一穂

貸 借 対 照 表

(2017年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,292,687	流動負債	3,432,648
現金及び預金	176,768	買掛金	1,390,137
売掛金	519,984	短期借入金	216,800
商品	406,874	一年内返済長期借入金	548,960
仕掛品	17,264	リース債務	5,570
貯蔵品	7,037	未払金	128,309
前渡金	5,345	連結納税未払金	141,994
前払費用	32,422	未払法人税等	49,155
短期貸付金	1,220	未払消費税等	52,447
未収入金	42,442	未払費用	308,897
仮払金	1,045	前受金	324,520
繰延税金資産	70,864	預り金	123,107
立替金	11,466	賞与引当金	142,747
貸倒引当金	△ 49		0
固定資産	7,712,483	固定負債	1,982,793
有形固定資産	7,491,506	長期借入金	1,841,305
建物	2,615,554	リース債務	9,425
構築物	283,671	役員退職慰労引当金	9,339
機械装置	257,451	預り保証金	47,856
車両運搬具	278,992	資産除去債務	74,866
工具器具備品	42,900		
土地	3,998,342		
リース資産(固定)	13,959		
建設仮勘定	633		
無形固定資産	53,648	負債合計	5,415,441
借地権	17,095	(純資産の部)	
ソフトウェア	24,179	株主資本	3,589,729
電話加入権	8,377	資本金	90,000
水道施設利用権	3,904	資本剰余金	318,436
リース資産(無形)	90	資本準備金	134,436
投資その他の資産	167,328	その他資本剰余金	184,000
投資有価証券	2,500	利益剰余金	3,181,292
出資金	30	利益準備金	18,000
差入保証金	99,726	繰越利益剰余金	3,163,292
会員権	2,200	(うち当期純利益)	(747,606)
長期貸付金	33,142		
長期前払費用	8,177		
長期繰延税金資産	21,552		
破産更生債権等	6,409		
貸倒引当金	△ 6,409	純資産合計	3,589,729
資産合計	9,005,170	負債及び純資産合計	9,005,170

個別注記表

〈重要な会計方針〉

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| (1)商品(新車及び中古車) | 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| (2)商品(部品・用品) | 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| (3)仕掛品 | 個別法による原価法 |
| (4)貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------|---|
| (1)有形固定資産 | 定率法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法を採用しております。 |
| (2)無形固定資産 | 定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法 |
| (3)長期前払費用 | 均等償却 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|--------------|---|
| (1)貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2)賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
| (3)役員退職慰労引当金 | 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1)消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| (2)連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |